

令和6年度実施計画調査（調査票）

資料1

目指す姿 I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

施策の柱 I - 1 多様性を認め合う人権擁護の推進

★施策の方向 ①人権尊重意識の啓発

| 取組みNO | 取組み名 | 取組み内容 | 所管課 | 令和6年度実施計画 | 令和6年度目標値 | 今後の方向性 | 内容の見直し | 見直し内容 |
|-------|-------------------|--|-------|---|---|--------|--------|-------|
| | | | | | | | | 事業内容 |
| 11101 | 人権意識の高揚 | ・個人の尊厳と男女平等をはじめとした人権意識の高揚を図り、互いの人権と多様な価値観を尊重することの重要性について啓発を行う。 | 人権推進課 | ・人権啓発事業の実施や、平和と人権及び男女共同参画に関するパネル展示などを行う。 ・広報きや市ホームページに人権に関する記事を掲載し、啓発を行う。 | | 継続 | 無 | |
| | | | 生涯学習課 | ・市民大学や高齢者大学において、人権に関する様々な講座を実施し、人権意識の高揚を図る。 | 【目標】市民大学・高齢者大学の参加率85%以上 【現状】参加率83.3%(R5実績) | 継続 | 無 | |
| 11102 | 人権週間などにおける啓発活動の推進 | ・人権週間(12/4~12/10)などの機会を捉え、個人の尊厳と男女平等を基礎とした人権の尊重についての啓発活動を行う。 | 人権推進課 | ・人権週間(12/4~12/10)に市内小中学校児童生徒が作成した人権標語を活用して啓発を行う。 ・北朝鮮人権侵害問題啓発週間(12/10~12/16)に市内公共施設で拉致被害者写真展を開催する。 ・広報きやにおいて、様々な人権問題をテーマに情報を掲載し、広く市民等へ啓発する。 | | 継続 | 無 | |
| 11103 | 生命を尊重する教育の推進 | ・道徳や総合的な学習の時間などを通して、生命を尊重する教育を推進する。 | 指導課 | ・道徳や総合的な学習の時間において、生命の尊さに関する教材を取り上げ、生命を尊重する教育を推進する。 | | 継続 | 無 | |
| 11104 | 性の多様性を尊重した啓発活動の実施 | ・多様な性のあり方を尊重し、性的少数者に対する差別や偏見をなくすため、様々な情報を広く周知し啓発活動の推進を図る。 | 人権推進課 | ・8月の人権尊重社会をめざす県民運動強調月間に合わせて、市立図書館で関連図書を掲示する。 ・性の多様性に関する交流会として、にじいろひろばを実施する。 ・性的少数者の当事者を講師に招き、市職員向け研修を実施する。 | | 継続 | 無 | |

★施策の方向 ②人権擁護活動の推進

| 取組みNO | 取組み名 | 取組み内容 | 所管課 | 令和6年度実施計画 | 令和6年度目標値 | 今後の方向性 | 内容の見直し | 見直し内容 |
|-------|-----------------------|---|-------|---|--|--------|--------|-------|
| | | | | | | | | 事業内容 |
| 11201 | 人権・女性相談事業の充実 | ・日常生活における様々な困りごとや悩みごとについて相談しやすい環境整備を進めるため、「人権・女性相談」を本庁及び各総合支所で実施する。 ・相談員の相談研修への参加を促進するなど相談事業の充実を図る。 | 人権推進課 | ・「人権相談・女性相談」を各地区で実施する。 本庁 毎月10日 13時15分～16時15分 菖蒲 毎月第3水曜日 13時30分～15時30分 栗橋 毎月第3木曜日 13時30分～15時30分 鷲宮 毎月第4月曜日 9時30分～11時30分 ・相談員研修を実施し、相談員の資質向上を図ることにより相談事業の充実を図る。 | | 継続 | 無 | |
| 11202 | 女性の悩み(カウンセリング)相談事業の充実 | ・配偶者等からの暴力に関する事、夫婦や家族に関する事など、女性の日常生活における様々な悩みや困りごとに関する相談に応じるため、カウンセラーによる女性の悩み(カウンセリング)相談を実施する。 ★令和9年度目標 女性の悩み相談利用率100% | 人権推進課 | ・女性の悩み(カウンセリング)相談事業を実施する。 毎月第1・第3金曜日 10時～17時または13時～17時 特設相談(6月の第5日曜日、11月の第4日曜日) | 【目標】利用率80% 【現状】R5利用率63.3% 【方法】庁内の相談部署と連携及びSNSを活用し周知を行うことで、積極的な利用を促進する。 | 継続 | 無 | |

施策の柱Ⅰ－2 男女共同参画推進のための啓発活動と男女平等教育の充実

★施策の方向 ①あらゆる機会を活用した啓発活動の充実・情報提供の推進

| 取組みNO | 取組み名 | 取組み内容 | 所管課 | 令和6年度実施計画 | 令和6年度目標値 | 今後の方向性 | 内容の見直し | 見直し内容 |
|-------|----------------------------|--|-------|--|----------|--------|--------|-------|
| | | | | | | | | 事業内容 |
| 12101 | 男女共同参画推進月間等における啓発事業の実施 | ・男女共同参画社会実現の推進を図るため、男女共同参画推進月間等の機会を通して、啓発事業を重点的に行う。 ★令和9年度目標 男女共同参画社会の認知度100% | 人権推進課 | ・6月の男女共同参画推進月間に合わせ、市立図書館において男女共同参画やジェンダー平等の関連図書を掲示する。 ・男女共同参画1日体験ツアーを実施し、男女共同参画について啓発を行う。 | | 継続 | 無 | |
| 12102 | ジェンダー平等の視点に立った各種情報や学習機会の提供 | ・固定的性別役割分担意識の解消やジェンダー平等の視点に立った意識の定着化を図るため、市ホームページへの掲載などにより各種情報や学習機会を提供する。 | 人権推進課 | ・情報紙「そよかぜ」や、男女共同参画ミニ白書を作成し、配布するとともに、市ホームページに掲載するなどして情報提供を行う。 ・6月の男女共同参画推進月間に合わせ、市立図書館において男女共同参画やジェンダー平等の関連図書を掲示する。【取組みNo.12101】 ・女と男いきいきネットワーク久喜と共催で「ひとと人のつどい」を実施し、市内で活動する女性団体の紹介と市民への啓発を行う。 | | 継続 | 無 | |
| 12103 | 男女平等意識や男女共同参画意識を育む講座等の開催 | ・男女平等意識や男女共同参画意識を育むような各種講座・講演会を開催する。 ・参加型講座の設定や啓発ビデオの上映など講座内容の充実を図る。 | 人権推進課 | ・地域で男女共同参画社会の実現を目指して活動している団体に委託し、男女共同参画意識を育む講座等を実施する。 ・各種講座や事業において、男女共同参画に関する啓発ビデオを上映するなど内容の充実を図る。 | | 継続 | 無 | |
| | | | 生涯学習課 | ・市民大学講座「男女共同参画による社会づくり」の実施。 ・高齢者大学講座「女性の人権」の実施。 | | 継続 | 無 | |
| 12104 | 情報紙や広報紙等による男女共同参画に関する情報の提供 | ・情報紙そよかぜや広報紙、市ホームページなど様々な広報媒体を活用するとともに、各年代に合わせた男女共同参画に関する様々な情報の提供を行う。 ・庁内ネットワークを活用し、市職員に対して男女共同参画に関する情報を提供する。 | 人権推進課 | ・市民ボランティア編集員と協働で、男女共同参画情報紙「そよかぜ」を作成し、全戸配布する。 ・「そよかぜ」インターネット版を作成し、市ホームページに掲載する。 ・庁内掲示板を活用し、男女共同参画情報やパンフレット・チラシ等を情報提供する。 | | 継続 | 無 | |
| 12105 | 市民参加による男女共同参画情報紙の作成 | ・市民との協働により男女共同参画情報紙を作成する。 | 人権推進課 | ・市民ボランティアと協働で男女共同参画情報紙「そよかぜ」を作成し、全戸配布するとともに、市ホームページに掲載する。 | | 継続 | 無 | |
| 12106 | 男女共同参画ミニ白書の作成 | ・市の男女共同参画に関する現状を総括的に把握するため、多角的な視点から男女共同参画の現状をまとめたミニ白書を作成する。 | 人権推進課 | ・男女共同参画ミニ白書を作成し、市ホームページへ掲載するとともに、市内公共施設への配架や各種啓発事業で配布する。 | | 継続 | 無 | |

| 取組み NO | 取組み名 | 取組み内容 | 所管課 | 令和6年度実施計画 | 令和6年度 目標値 | 今後の 方向性 | 内容の 見直し | 見直し内容 | |
|-----------|-----------------------------------|--|-------|---|--------------|------------|------------|-------|--|
| | | | | | | | | 事業内容 | |
| 12107 | 男女共同参画の視 点に立った講座の開 催 | ・各種学習機会の中で、男女平等の視点を取り入れ た講座や、男女共同参画の視点に立った講座を開 催する。 | 人権推進課 | ・男女共同参画1日体験バスツアーやWithYouさい たま体験学習ツアー、共生セミナーなどにおいて、男 女共同参画に関する講座を実施する。 | | 継続 | 無 | | |
| | | | 生涯学習課 | ・市民を対象にした「人権講座」を実施する。 | | 継続 | 無 | | |
| 12108 | 男女共同参画を身 近に学べる機会 の提供 | ・地域の実情に合わせて男女共同参画に関する理 解や認識を深められるよう、市民を対象とした体験 学習や施設見学を実施する。 ・セミナー委託事業や各学習会において、市の男女 共同参画の取組みを短時間で紹介するワンポイント 講座を開催する。 | 人権推進課 | ・男女共同参画1日体験ツアー及びWithYouさい たま1日体験学習ツアーを実施する。 ・男女共同参画1日体験ツアーなどでワンポイント講 座を実施する。 | | 継続 | 無 | | |
| 12109 | メディア・リテラシー の向上につながる啓 発活動の推進 | ・メディアが送り出す男女の固定的なイメージの情報 や、女性の性的側面の強い表現などを、無批判に受 け入れるだけでなく、それら情報を主体的に読み解 き、選択し、使いこなす力(メディア・リテラシー)を身 につけるための啓発活動を行う。 | 人権推進課 | ・市ホームページに埼玉県発行の「男女共同参画の 視点から考える表現ガイド」を掲載し、啓発する。 | | 継続 | 無 | | |
| 12110 | 男女共同参画関連 図書等の整備及び 各種情報の提供 | ・様々な男女共同参画関連図書や資料を選書・収 集し、広く市民に情報提供を行う。 ・リクエストサービスや他自治体図書館から資料の取 り寄せを行い市民の要望に応える。 | 生涯学習課 | ・図書館の利用者が求める資料の購入に努め、蔵書 の充実を図る。 ・幅広く資料を提供するため、類縁機関や埼玉県内 の公立図書館と連携し、迅速に対応する。 | | 継続 | 無 | | |
| 12111 | 若年層向け啓発活 動の実施 | ・男女平等感の形成や男女共同参画意識の定着化 を図るため、若年層向けの啓発チラシやパンフレ ットを配布する。 | 人権推進課 | ・若年層を対象としたデートDVなどのチラシやパン フレットを、市のイベント等で配布する。 | | 継続 | 無 | | |

★施策の方向 ②男女共同参画を推進する団体等との協働体制の推進

| 取組み NO | 取組み名 | 取組み内容 | 所管課 | 令和6年度実施計画 | 令和6年度 目標値 | 今後の 方向性 | 内容の 見直し | 見直し内容 |
|-----------|--------------------------------|---|-------|---|--------------|------------|------------|-------|
| | | | | | | | | 事業内容 |
| 12201 | 「女(ひと)と男(ひと)いきいきネットワーク久喜」の活動支援 | ・男女共同参画を推進する組織である「女(ひと)と男(ひと)いきいきネットワーク久喜」の団体間交流や連携が円滑に行えるよう、活動を支援する。 | 人権推進課 | ・「ひとと人のつどい」の共催や、女と男いきいきネットワーク久喜の関連記事の市ホームページ掲載などにより、活動の周知と併せて団体の支援を行う。 | | 継続 | 無 | |
| 12202 | 活動団体の支援とPRの強化 | ・男女共同推進月間に「女(ひと)と男(ひと)いきいきネットワーク久喜」との共催による事業を開催し、団体活動の展示・発表の場を設け、活動団体の支援とPRを行う。 | 人権推進課 | ・女と男いきいきネットワーク久喜との共催により、「ひとと人のつどい」を開催する。 ・共催事業や共生セミナー委託事業を実施することにより、男女共同参画を推進する市内団体の活動支援とPRを行う。 ・市ホームページに女と男いきいきネットワーク久喜の活動記事や参加団体募集記事を掲載し、団体の活性化を図る。 | | 継続 | 無 | |
| 12203 | 活動団体への活動拠点の提供 | ・ふれあいセンター久喜の利用団体として登録している女性団体に対し、活動の拠点(女性団体活動支援事業室)を提供する。 | 社会福祉課 | ・女性団体活動支援事業室を整備し、市内の利用登録女性団体の活動拠点として場の提供を行う。 | | 継続 | 無 | |
| 12204 | セミナー・講演会等委託事業 | ・男女共同参画に関するセミナー、講演会等の企画・運営・報告まで行う団体等を公募し、委託により事業を実施する。 | 人権推進課 | ・地域で男女共同参画社会の実現を目指して自主的に活動している市民団体に委託し、男女共同参画意識を育む講座等と実施する。 | | 継続 | 無 | |

★施策の方向 ③男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進

| 取組みNO | 取組み名 | 取組み内容 | 所管課 | 令和6年度実施計画 | 令和6年度目標値 | 今後の方向性 | 内容の見直し | 見直し内容 |
|-------|------------------------------|---|--------|---|--|--------|--------|-------|
| | | | | | | | | 事業内容 |
| 12301 | 人権尊重及び男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進 | ・男女平等の視点に立って、園児や児童生徒の班編成、学用品の選定、日常の言葉遣い、運動種目、保護者欄の記入などについて見直しを行う。 ・各種名簿等への男女混合名簿の使用を拡大し、人権尊重及び男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進を図る。 | 保育幼稚園課 | 園児の名簿・呼名、日常の言葉遣い、園生活での活動、保護者欄の記入などにおいて、男女平等に配慮する。 | | 継続 | 無 | |
| | | | 指導課 | ・男女混合名簿の使用の定着を図り、教育活動全般において、男女共同参画の視点に立った指導を実践する。 | | 継続 | 無 | |
| 12302 | 一人ひとりの個性を活かす生活指導等の実施 | ・人権尊重に基づき、様々な学校行事、課外活動、進路指導、生活指導などにおいて、一人ひとりの個性を活かす指導を実施する。 | 保育幼稚園課 | 保育方針・教育方針に基づき、一人ひとりの個性を尊重し、発揮できるよう生活指導を実施する。 | | 継続 | 無 | |
| | | | 指導課 | ・役割分担等、性差の意識を排除し、個の能力に応じ適切な指導を実践する。 | | 継続 | 無 | |
| 12303 | 教職員などに対する男女共同参画に関する意識啓発の実施 | ・教職員や保育士に対し、男女平等や男女共同参画に関する意識啓発を行うとともに、研修の充実を図る。 | 保育幼稚園課 | 園だより、保護者会・懇談会、行事運営などにおいて、男女平等や男女共同参画についての啓発を行う。 | | 継続 | 無 | |
| | | | 指導課 | ・服務出前研修を実施し、学校現場における男女共同参画の必要性を伝える。 | | 継続 | 無 | |
| 12304 | 保護者に対する意識啓発の充実 | ・PTAや保護者会を通して、男女平等や家族の絆の大切さ等について啓発を行う。 | 指導課 | ・学校だよりや道德通信等、学校市ホームページ等を活用した情報発信により、適切な指導に取り組みよう支援する。また、適宜オンライン等も活用し、意識啓発の機会を充実させる。 | | 継続 | 無 | |
| | | | 生涯学習課 | ・家庭教育学級や子育て講座の実施を通して、男女平等、家族の大切さについて啓発を図る。 | 【目標】家庭教育学級：30学級、子育て講座：21校 【現状】家庭教育学級：17学級、子育て講座：21校 | 継続 | 無 | |

施策の柱 I - 3 男女共同参画に関する国際理解の推進

★施策の方向 ①男女共同参画の国際的取組みの情報提供

| 取組みNO | 取組み名 | 取組み内容 | 所管課 | 令和6年度実施計画 | 令和6年度目標値 | 今後の方向性 | 内容の見直し | 見直し内容 |
|-------|----------------------|---|-------|--|----------|--------|--------|-------|
| | | | | | | | | 事業内容 |
| 13101 | 男女共同参画に関する国際的な取組みの提供 | ・男女共同参画に関する国際的な施策について情報収集し、先進国の取組みを市ホームページへ掲載することなどにより、意識啓発を図る。 | 人権推進課 | ・ジェンダーギャップ指数が上位の国の取組みを市ホームページへ掲載し、意識啓発を図る。 | | 継続 | 無 | |

令和6年度実施計画調査（調査票）

目指す姿Ⅱ あらゆる分野で男女が活躍できる環境の整備

施策の柱Ⅱ－1 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

★施策の方向 ①審議会等における女性の参画拡大

| 取組みNO | 取組み名 | 取組み内容 | 所管課 | 令和6年度実施計画 | 令和6年度目標値 | 今後の方向性 | 内容の見直し | 見直し内容 |
|-------|---------------------|--|-------|--|---|--------|--------|-------|
| | | | | | | | | 事業内容 |
| 21101 | 女性の市政参画意識の高揚 | 行政や議会に対する女性の参画意識を高めるため、女性の意見や要望等を市政に反映させる機会を提供するとともに、実施状況を市ホームページなどで周知する。 | 人権推進課 | 【隔年開催】 ・来年度のいきいき女性議会の開催に向けて、各種検討を行う。 | | 継続 | 無 | |
| 21102 | 政策参画講座に関する情報提供 | 女性の政策・方針決定の場への参画を促進するため、政策参画講座に関する情報提供を行う。 | 人権推進課 | ・埼玉県女性キャリアセンターや関係機関が開催する各種講座などの情報提供を行う。 | | 継続 | 無 | |
| 21103 | 女性登用の推進 | ・市の政策・方針決定の過程において、性別による偏りのない審議会運営を目指すため、女性委員ゼロの審議会等の解消を目指すとともに、全体の審議会等の女性登用率が50%以上を達成できるよう関係各課へ働きかける。 ・女性委員登用状況調査を、年2回実施して、その結果を市ホームページ等により公表する。 ★令和9年度目標 市の審議会等における女性委員の登用率50% | 人権推進課 | ・審議会等の委員における女性登用率調査を年2回（4月、10月）実施し、結果を市ホームページなどで公表する。 ・女性登用率が30%を下回る審議会等を所管する課に対し、目標を達成するよう働きかける。 ・審議会等の委員を選任する際に男女共同参画人材リストの活用について周知する。 | 【目標】登用率43.1% 【現状】R6.4登用率37.0% 【方法】30%を下回る審議会等については、計画的に目標達成できるように働きかける。 | 継続 | 無 | |
| 21104 | 女性の登用推進に関する要綱の遵守 | ・「久喜市審議会等の委員の女性の登用推進に関する要綱」の周知徹底を図るとともに、団体等への委員選任依頼時における女性委員推薦協力依頼の実施について関係各課へ働きかける。 | 人権推進課 | ・審議会等の委員における女性登用率調査を年2回（4月、10月）実施する。 ・女性登用率が30%を下回る審議会等を所管する課に対し、要綱を遵守するよう働きかける。 ・審議会等の委員を選任する際に男女共同参画人材リストの活用について周知する。 | | 継続 | 無 | |
| 21105 | 男女共同参画人材リストの活用 | ・男女共同参画人材リストの活用を図るため、市内公共施設に公開人材リストを設置し、広く市民に周知を図るとともに、人材リストへの登録を呼びかける。 ・各所属所において審議会等委員選任時や市主催の講演会・講座等の講師を選定する際に、人材リストを積極的に活用するよう促す。 | 人権推進課 | ・市内掲示板を利用し、審議会等の委員を選任する際や、事業の講師を選定する際に男女共同参画人材リストを活用するよう促す。 ・市内公共施設に公開人材リストを設置し、広く市民に周知を図る。 | | 継続 | 無 | |
| 21106 | 一附属機関における男女の構成比率の遵守 | ・「久喜市市民参加条例」に規定されている、附属機関の委員の選任における男女の構成比率（男女いずれの委員数も委員総数の30%以上）を遵守するよう関係各課へ働きかける。 | 市民生活課 | ・附属機関の委員の選任において、選任協議の際、男女いずれの委員数も委員総数の30%以上達成されているか確認を行う。 | | 継続 | 無 | |
| | | | 人権推進課 | ・審議会等の委員における女性登用率調査を年2回（4月、10月）実施し、結果を市ホームページなどで公表する。 ・女性登用率が30%を下回る審議会等を所管する課に対し、目標を達成するよう働きかける。 ・審議会等の委員を選任する際に男女共同参画人材リストの活用について周知する。 | | 継続 | 無 | |

★施策の方向 ②行政における女性職員の管理職への登用推進

| 取組みNO | 取組み名 | 取組み内容 | 所管課 | 令和6年度実施計画 | 令和6年度目標値 | 今後の方向性 | 内容の見直し | 見直し内容 | |
|-------|-------------------|--|-------|--|---|--------|--------|-------|--|
| | | | | | | | | 事業内容 | |
| 21201 | 女性職員の管理職への登用推進 | ・女性の幹部職員としての育成を図りながら、管理職への積極的な登用に努める。 | 人事課 | ・係長級職員の昇任試験については、対象職員が受験しやすい制度とするとともに、昇任試験への積極的な受験を促す。 ・人事配置にあたっては、柔軟な発想や新たな視点が生まれやすい職場環境を構築するため、管理職への女性登用に努める。 | 【目標】管理職(課長補佐級以上)に占める女性職員の割合25%以上(R7年4月1日まで) 【現状】R6.4.1現在19.7% 【方法】左記実施計画に基づき、女性幹部職員の育成に努める。 | 継続 | 無 | | |
| 21202 | 働く女性のためのステップアップ支援 | ・女性の各ライフステージにおける仕事への不安を解消するための研修やメンター制度等を実施するとともに、学習機会の情報提供等を図る。 | 人事課 | ・女性職員のキャリアプラン形成や女性リーダーの養成を目的に、市独自研修として働く女性のステップアップ研修等を実施する。 | | 継続 | 無 | | |
| | | | 人権推進課 | ・国や県、関係機関などで開催する講座等の情報を関係部署に提供するとともに市ホームページにも掲載し、市民にも広く周知する。 | | 継続 | 無 | | |

施策の柱Ⅱ－2 仕事と家庭の両立支援の推進

★施策の方向 ①家庭における男女共同参画を推進する啓発活動の充実

| 取組みNO | 取組み名 | 取組み内容 | 所管課 | 令和6年度実施計画 | 令和6年度目標値 | 今後の方向性 | 内容の見直し | 見直し内容 | |
|-------|-------------------|--|----------|--|----------|--------|--------|-------|--|
| | | | | | | | | 事業内容 | |
| 22101 | 家族で参加できる行事や講座等の開催 | ・よりよい家庭環境づくりを推進するため、親子や家族で参加できる講座等を開催する。 | こども育成課 | ・児童センター・児童館共同で芋掘りや館外活動を土日に企画し、家族での参加を促す。 | | 継続 | 無 | | |
| | | | 子育て支援課 | ・久喜・栗橋・鷲宮の各地域子育て支援センターにおいて、家族で参加しやすいように土曜日にイベントを実施する。(各支援センターともに年3回) | | 継続 | 無 | | |
| | | | こども家庭保健課 | ・ママ・パパ教室を父親と母親が共に参加しやすいよう土曜日や日曜日に開催する。 | | 継続 | 無 | | |
| | | | スポーツ振興課 | ・久喜マラソン大会やスポーツ体験会等の親子や家族で参加できるスポーツ大会や教室などを開催する。 | | 継続 | 無 | | |

★施策の方向 ②地域と家庭における男性の参画拡大

| 取組みNO | 取組み名 | 取組み内容 | 所管課 | 令和6年度実施計画 | 令和6年度目標値 | 今後の方向性 | 内容の見直し | 見直し内容 |
|-------|-----------------|---|----------|--|---|--------|--------|-------|
| | | | | | | | | 事業内容 |
| 22201 | 男性に対する啓発の推進 | ・男性が参加しやすいテーマや時間帯に配慮した講座の開催など、男性の地域活動や家庭生活の充実を図る啓発活動を推進する。 | 人権推進課 | ・各種講座等を開催する関係課に男性も参加しやすいテーマや開催日時に配慮して実施するよう、働きかける。 | | 継続 | 無 | |
| 22202 | 父親の子育て参加の促進 | ・父親が子育ての喜びや楽しみを見出し、積極的に子育てに参加するよう、父親が子どもとふれあうイベントや行事、講座などを開催する。 | こども育成課 | ・児童センターにおいて「お父さんといっしょ」を年3回土曜日に実施。手遊びやふれあい遊び、製作などを通して、親子の交流の場を提供する。 ・鷺宮児童館で年1回、父親も参加しやすいよう日曜日に親子で遊べる事業を実施する。 | | 継続 | 無 | |
| | | | 子育て支援課 | ・久喜地域子育て支援センターと子育てネットワーク・久喜んことの協働事業における父親参加型事業(くきパパ)を実施する。 ・鷺宮地域子育て支援センターと子育てネットワーク・ハッピー!との協働事業における父親参加型事業(お父さんのヤキモタイム)を実施する。 | | 継続 | 無 | |
| | | | 保育幼稚園課 | ・父親も参加しやすい運動会や保育参観等の行事を実施する。 | | 継続 | 無 | |
| | | | こども家庭保健課 | ・母子健康手帳の交付に併せ、父子健康手帳を配布する。 ・ママ・パパ教室での育児学習を通じて、父親の育児参加を促す。 | ・母子健康手帳の交付に併せ、父子健康手帳を配布する。ママ・パパ教室を父親と母親が共に参加しやすいよう土曜日や日曜日に開催する。 | | 継続 | 無 |
| 22203 | 育児・介護休業法等の制度の周知 | ・仕事と育児や介護を両立していくための支援制度などの情報提供を行う。 ★令和9年度目標 男性が育児休業を積極的に取得した方がよいと考える人の割合80% | 人権推進課 | ・制度に関する案内チラシなどを庁舎内に配架するとともに、市ホームページに掲載するなどして情報提供する。 | | 継続 | 無 | |

★施策の方向 ③子育てと介護の支援

| 取組みNO | 取組み名 | 取組み内容 | 所管課 | 令和6年度実施計画 | 令和6年度目標値 | 今後の方向性 | 内容の見直し | 見直し内容 |
|-------|------------------|--|----------|--|----------|--------|--------|----------------------------|
| | | | | | | | | 事業内容 |
| 22301 | 多様な子育て支援サービス等の充実 | ・保護者の保育ニーズにあった多様な保育サービスの充実を図る。 ★令和9年度目標 保育所等待機児童数0人 | 保育幼稚園課 | 保護者の保育ニーズに基づき、0歳児保育、延長保育、預かり保育、休日保育、一時保育、障がい児保育、病児・病後児保育の保育サービスを実施する。 | | 継続 | 無 | |
| | | ・親子のふれあいや赤ちゃんとの絵本を開く時間の楽しさを広め、体験するブックスタート事業を4か月児健康診査時に実施する。 | こども家庭保健課 | ・4か月児健康診査を実施する。 | | 継続 | 無 | |
| | | | 生涯学習課 | ・各保健センターで実施している4か月児健康診査時に、絵本を介して赤ちゃんとのふれあいを深め、絵本の楽しさやブックスタートの意義について保護者に説明し、ブックスタートパック(絵本1冊、アドバイス集、布バッグ等)を手渡す。併せて図書館で作成した「おすすめの絵本リスト」を配布し、赤ちゃん絵本の紹介や読み聞かせを行い、親子での図書館の利用促進に取り組む。 | | 継続 | 無 | |
| | | ・子育てしやすい環境を整備するため、ファミリー・サポート・センターによる相互援助活動や子育て支援ホームヘルパーの派遣など、多様なサービスを提供する。 | こども家庭保健課 | ・利用を希望する出産直後の母親に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事育児援助を行う。 | | 継続 | 有 | 対象を退院の日から「3カ月以内」を「1年以内」へ拡大 |
| | | ・子育て世帯の経済的な支援のため、子ども医療費支給などの事業を行う。 | 子育て支援課 | ・各ファミリー・サポート・センターで、会員の相互援助活動支援、講座を実施。 | | 継続 | 無 | |
| | | ・児童センターや児童館において、児童の健全な遊び場を確保するとともに、育児教室や幼児教室など、子育ての楽しさを体験できるような講座等を開催する。 | こども育成課 | 【児童センター】 ・小学生向けに体育事業やみんなで遊ぼうなど、児童が楽しく参加できる事業を実施。 ・育児教室(0・1歳児)年7回実施。保健師、栄養士の講話を実施し育児の参考としてもらう。また保護者の交流の場を提供し、不安解消や仲間づくりなどに役立ててもらう。 ・幼児教室(2・3歳児)年7回実施。親子で参加し、手遊びや歌などを通じた身体表現や、様々な素材を使用した製作などの表現活動を体験する。 ・「お父さんといっしょ」を年3回土曜日に実施。手遊びやふれあい遊び、製作などを通して、親子の交流の場を提供する。【取組みNo.22202】 【鷺宮児童館】 ・幼児クラブ(R3.4.2～R5.4.1生)5回、プチランド12回、わくわくランド4回を予定し、リズム遊びや運動遊び等の親子で楽しむ講座を実施。 | | 継続 | 無 | |
| | しょうぶ会館 | ・ほほえみクラブ事業を毎月1回実施する。 ・ベビーヨガ教室事業を実施する。 | | 継続 | 無 | | | |

| 取組み NO | 取組み名 | 取組み内容 | 所管課 | 令和6年度実施計画 | 令和6年度 目標値 | 今後の 方向性 | 内容の 見直し | 見直し内容 |
|-----------|---------------------------------|---|--------------|--|---|------------|------------|-------|
| | | | | | | | | 事業内容 |
| 22302 | 放課後児童健全育 成事業の充実 | ・小学校の児童をもつ保護者が安心して働けるよう、 放課後児童健全育成事業の充実を図る。 | こども育成課 | ・市内全小学校に放課後児童クラブを設置する。 | | 継続 | 無 | |
| 22303 | 子育て家庭への相 談支援及び各種情 報提供等の充実 | ・子どもが心身ともに健やかに育まれるよう、子育て 相談事業の充実を図る。 ・育児不安や育児の孤立化を防ぐため、各種検診や 乳幼児相談・教室、母子訪問指導などの母子保健 事業の充実を図る。 ・ひとり親家庭等の経済的自立と福祉の向上のため、 児童扶養手当制度やひとり親家庭等医療費支給事 業等の各種援護制度の周知及び利用促進を図る。 | こども家庭保 健課 | ・各種援護制度の周知や乳幼児健康診査、各種相 談事業、訪問指導を実施する。 | | 継続 | 無 | |
| | | | こども育成課 | ・桜田複合施設において利用者支援事業を実施。 (R6年度中に開始予定) | | 継続 | 無 | |
| | | | 子育て支援 課 | ・各種援護制度を広報掲載等により周知を図る。 | | 継続 | 無 | |
| | | | 保育幼稚園 課 | ・保育園において随時育児相談を実施する。 | | 継続 | 無 | |
| 22304 | 子育てを支援する交 流の場の提供 | ・子育て支援センターや幼稚園などにおいて、子ども やその保護者が気軽に利用し、交流を深めること のできる場を提供することにより、子育て中の保護者の 支援を図る。 | 子育て支援 課 | ・子育て支援センターにおいて、親子が自由に交流 できる場を提供し、子育て相談事業を実施するととも に子育て等に関する情報提供をする。 | | 継続 | 無 | |
| | | | 保育幼稚園 課 | ・子どもと保護者の交流をより深めるため園庭開放や 保育参加等の行事を実施する。 | | 継続 | 無 | |
| 22305 | 保護者の行事等へ の参加に対する配慮 | ・就労している保護者も学校行事等に参加しやすくな るよう、保育・授業参観、保護者会等の行事を土日 に開催するなど、開催日時や開催時間などを配慮す る。 ・パートナーシップを宣誓した家庭においても、行事等 に参加しやすいよう配慮する。 | 保育幼稚園 課 | 運動会等の園行事を土日に開催するなど、開催日 時や開催時間などを配慮する。 | | 継続 | 無 | |
| | | | 指導課 | ・授業日数の確保も含め、各学校ごとに土曜授業の 適切な実施や、行事等の位置づけを通して、オンラ インも含めた保護者が参加しやすい開催日時や在り 方を計画していく。 | 【目標】実施校 31校 【現状】31校 【方法】土曜授業 における公開授 業・学校公開の 実施 | 継続 | 無 | |

| 取組み NO | 取組み名 | 取組み内容 | 所管課 | 令和6年度実施計画 | 令和6年度 目標値 | 今後の 方向性 | 内容の 見直し | 事業内容 |
|-----------|-----------------------------|--|--------|--|--------------------------------------|------------|------------|------|
| | | | | | | | | 事業内容 |
| 22306 | 介護者のための相談・支援 | ・介護者の負担軽減を図るため、介護者支援に関する取組みや相談窓口について、市ホームページなどで広く周知する。 | 高齢者福祉課 | ・介護者の負担軽減を図るため、介護者支援に関する取組みや相談窓口について、地域包括支援センターチラシの配架や市ホームページなどで広く周知する。 | | 継続 | 無 | |
| | | ・要介護認定者やその家族の相談及び苦情に対応するとともに、サービス提供事業者等と連携し、問題の改善やサービスの質の向上を図る。 | 高齢者福祉課 | ・高齢者、家族等からの相談に対し、関係機関と連携しながら、必要な支援を行う。 | | 継続 | 無 | |
| | | | 介護保険課 | ・要介護(要支援)認定者宅へ架電しての電話相談や、来庁者に対しての窓口相談を実施し、介護サービスの利用について相談に応じるとともに、サービス提供事業者等と連携し、介護者のための相談・支援体制の充実を図る。 | 【目標】相談件数1,760件 【現状】1,088件(R5年度実績) | 継続 | 無 | |
| 22307 | 育児休業・介護休業などに関する制度等の周知及び活用促進 | ・家庭と仕事の両立を支援するため、事業者等に対して育児休業・介護休業などに関する様々な制度の周知を図るとともに、制度の積極的な活用の促進を図る。 | 人権推進課 | ・制度の利用促進につながる案内チラシなどを庁舎内に配架するとともに、市ホームページに掲載するなどして情報提供する。 | | 継続 | 無 | |
| | | | 商工観光課 | ・労働関係機関からのチラシやパンフレット等を窓口等に配架するほか、市ホームページでも各種制度の周知を図る。 | | 継続 | 無 | |

施策の柱Ⅱ－3 働きやすい職場環境づくり

★施策の方向 ①男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり

| 取組みNO | 取組み名 | 取組み内容 | 所管課 | 令和6年度実施計画 | 令和6年度目標値 | 今後の方向性 | 内容の見直し | 見直し内容 |
|-------|------------------------|---|-------|---|--|--------|--------|-------|
| | | | | | | | | 事業内容 |
| 23101 | 事業者向け啓発活動の推進 | ・市内事業所を対象に、男女共同参画に関する情報提供や仕事と家庭の両立支援などをテーマとする講座の開催などを行い、事業所との協働により男女協働参画推進を図る。 | 人権推進課 | ・市内事業所を対象とした事業者セミナーを開催する。 | | 継続 | 無 | |
| 23102 | 女性管理職登用についての啓発 | ・事業所に対して、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)に関する情報提供を行い、女性管理職登用の促進を図る。 | 人権推進課 | ・市内事業所を対象とした事業者セミナーを開催するとともに、チラシの配布や市ホームページへの掲載などにより情報提供する。 | | 継続 | 無 | |
| 23103 | 労働に関する法制度等の普及・啓発 | ・事業所に対して、改正男女雇用機会均等法など、労働に関する様々な法制度の周知を図るとともに、男女就業者が共に仕事と家庭の両立が図れるよう、労働時間の短縮やフレックスタイム制の導入などについて、普及啓発を図る。 ・パートタイム労働者の雇用改善に関する情報を提供する。 | 商工観光課 | ・労働関係機関からのチラシやパンフレット等を窓口等に配架するほか、市ホームページでも情報提供を行う。 | | 継続 | 無 | |
| 23104 | 女性が働きやすい就労環境の整備の啓発 | ・事業所に対して職場における各種ハラスメントの防止や女性の健康管理対策の推進、育児休業や長時間労働の見直しなど、法律や指針の周知を図り、女性が働きやすい就労環境の整備に努める。 | 人権推進課 | ・市内事業所を対象とした事業者セミナーを開催する。 ・育児休業などの法律や制度など、女性が働きやすい就労環境の整備に関する情報を市ホームページに掲載し、情報提供する。 | | 継続 | 無 | |
| | | | 商工観光課 | ・労働関係機関からのチラシやパンフレット等を窓口等に配架するほか、市ホームページでも情報提供を行う。 | | 継続 | 無 | |
| 23105 | 市職員が育児休業等取得しやすい職場環境の整備 | ・職員の仕事と家庭の両立支援を推進するため、性別にとらわれず、育児休業が取得しやすい職場環境の整備に努める。 | 人事課 | ・管理職によるイクボス宣言の実施。 ・配偶者が出産を控えている男性職員に対し、育児休業等取得計画書の作成を促す。 ・子育て・介護応援ハンドブックについて、必要に応じ更新を行い職員へ周知をする。 ・育児休業体験談及び収入シミュレーション等による情報提供。 | 【目標】男性職員の育児休業取得率80% 【現状】令和5年度100% 【方法】左記実施計画に基づき、積極的な取得を働きかける。 | 継続 | 無 | |

★施策の方向 ②女性がチャレンジできる環境づくりへの支援

| 取組みNO | 取組み名 | 取組み内容 | 所管課 | 令和6年度実施計画 | 令和6年度目標値 | 今後の方向性 | 内容の見直し | 見直し内容 | |
|-------|------------------------|--|-------|--|----------|--------|--------|-------|--|
| | | | | | | | | 事業内容 | |
| 23201 | 女性のキャリアアップや起業に関する支援の充実 | ・デジタル分野の技術習得など、女性のキャリアアップや起業支援のための講座の案内や、時間や場所にとらわれないテレワークなど、多様な就労形態に関する様々な情報を提供する。 | 人権推進課 | ・埼玉県女性キャリアセンター等、関係機関が開催する各種講座のチラシやパンフレットを庁舎内に配架するとともに、市ホームページに掲載するなどして情報提供する。 | | 継続 | 無 | | |
| | | ・起業を目指す女性を支援するため、資金や経営、技術などに関する関係機関の支援事業及び支援実施機関の情報提供を行う。 | 商工観光課 | ・久喜市商工会との共催による創業者向けセミナー(創業塾)をはじめ、県等が開催する各種セミナーの周知等を行う。 | | 継続 | 無 | | |
| 23202 | 再就職や労働相談に関する情報提供 | ・女性の職域拡大や再就職を希望する女性を支援するため、市ホームページなどを活用し、再就職支援や労働に関する相談機関等の周知を図る。 | 人権推進課 | ・埼玉県女性キャリアセンター等、関係機関が開催する各種講座のチラシやパンフレットを庁舎内に配架するとともに、市ホームページに掲載するなどして情報提供する。 | | 継続 | 無 | | |
| | | | 商工観光課 | ・ハローワークの求人情報や、労働関係機関からのチラシ等を窓口等に配架するほか、市ホームページでも情報提供を行う。 | | 継続 | 無 | | |
| 23203 | 働く女性及び再就職希望者への情報提供 | ・働いている女性の悩みに対する相談や、働きたいまたはチャレンジしたいと希望する女性のための支援や講座などの情報提供を行う。 | 人権推進課 | ・埼玉県女性キャリアセンター等、関係機関が開催する各種講座のチラシやパンフレットを庁舎内に配架するとともに、市ホームページに掲載するなどして情報提供する。 | | 継続 | 無 | | |
| 23204 | 就労に関する情報の提供 | ・内職相談において、家内就労に関する情報の提供とあっせんをする。 | 商工観光課 | ・毎週火・金曜日に内職相談を開催する。 | | 継続 | 無 | | |
| 23205 | 能力開発講座(労働講座)に関する情報の提供 | ・県など関係機関と連携して、女性の職業技術取得や女性の能力開発につながる講座(労働講座)に関する情報提供を行う。 | 商工観光課 | ・労働関係機関からのチラシやパンフレット等を窓口等に配架するほか、市ホームページでも情報提供を行う。 | | 継続 | 無 | | |
| 23206 | 農業に従事する女性への支援 | ・農業に従事する女性の労働負担を軽減し、働きやすい就業環境をつくるため、家族協力が得やすくなるよう啓発活動を推進するとともに、家族経営協定の普及を図る。 ・農業経営に必要な知識や技能を修得するための研修などに関する情報提供を行う。 | 農業振興課 | ・認定農業者の申請時において、女性が働きやすい就業環境をつくるため、家族経営協定の締結を働きかける。 ・埼玉県が実施する、女性農業者向け事業(農業版ウーマノミクス事業)について、市ホームページ等を通じて開催を周知する。 | | 継続 | 無 | | |

施策の柱Ⅱ－4 男女が共に担う地域社会づくりの推進

★施策の方向 ①地域活動における男女共同参画の推進

| 取組みNO | 取組み名 | 取組み内容 | 所管課 | 令和6年度実施計画 | 令和6年度目標値 | 今後の方向性 | 内容の見直し | 見直し内容 |
|-------|--------------------------|--|---------|---|--|--------|--------|-------|
| | | | | | | | | 事業内容 |
| 24101 | あらゆる人の地域活動への参画支援 | ・高齢者や障がい者、子育て家庭など、あらゆる人が男女偏りなく共同して地域活動に参画できるよう働きかける。 ・女性が地域の住民組織リーダーとして活躍できるよう、男女共同参画に関する啓発活動を行う。 | 人権推進課 | ・「ひとと人のつどい」や1日体験学習バスツアー、WithYouさいたま体験学習ツアー、共生セミナー等の事業を実施することにより、啓発を行う。 | | 継続 | 無 | |
| 24102 | 市民活動の推進 | ・市民活動を行う団体に関する情報の周知などを行うことで、市民活動の推進を図る。 | 市民生活課 | ・市ホームページにおいて、活動内容等を紹介する。 ・イベント等がある場合は、広報紙への掲載依頼や市民活動情報コーナーへのチラシの配架を行う。 | 【目標】市民活動登録団体数230団体 【現状】225団体 【方法】市ホームページにおいて、活動内容等を紹介する。 | 継続 | 無 | |
| 24103 | 地域活動の拠点となる施設的环境整備 | ・男女が地域活動に積極的に参加できるよう、地域交流活動の拠点となる施設的环境整備を行う。 ・学校教育に支障のない範囲で、小・中学校の校庭及び体育館を開放し、スポーツ活動の場の提供を行う(学校体育施設開放事業)。 | 社会福祉課 | ・ふれあいセンター久喜内に女性団体活動支援事業室を整備し、女性団体の活動拠点の場の提供を行う。 | | 継続 | 無 | |
| | | | スポーツ振興課 | ・市内小中学校の校庭及び体育館を開放し、地域活動や団体活動の場を提供する。 | | 継続 | 無 | |
| 24105 | 健康づくり、スポーツ・レクリエーション事業の充実 | ・男女が地域の中で自立して健康な生活を送れるよう、健康づくり事業やスポーツ・レクリエーション活動の充実を図る。 | 地域保健課 | ・生活習慣病予防に関する健康教育や健康相談を実施する。 | | 継続 | 無 | |
| | | | スポーツ振興課 | ・男女が健康な生活を送れるよう、スポーツ・レクリエーション事業を実施する。 | | 継続 | 無 | |

令和6年度実施計画調査（調査票）

目指す姿Ⅲ すべての人が安心・安全に暮らせるまちづくり

施策の柱Ⅲ－1 生涯を通じた健康支援

★施策の方向 ①健康づくりの推進

| 取組みNO | 取組み名 | 取組み内容 | 所管課 | 令和6年度実施計画 | 令和6年度目標値 | 今後の方向性 | 内容の見直し | 見直し内容 |
|-------|----------------------------|---|---------|--|--|--------|--------|--|
| | | | | | | | | 事業内容 |
| 31101 | 生涯にわたる健康づくり・食育推進 | ・子どもから高齢者まで生涯にわたる健康づくりを進めるため、所管課、関係課において、健康づくり・食育推進事業等を実施する。 | 健康医療課 | ・健康づくり・食育推進大会は、「第2次久喜市健康増進・食育推進計画」に基づき、計画の周知や市民の意識醸成の目的で実施していたため、第2次計画の終了とともに、令和5年度をもって終了した。 ・令和6年度は、部内で連携をとり、スポーツの行事で健康や食育の事業を同時開催することなどを検討している。 | | 継続 | 有 | 健康づくり・食育推進大会は、令和5年度で事業が終了したため、健康増進や食育推進に関する個別の取り組みを実施する。 |
| | | | 地域保健課 | ・生活習慣病予防に関する健康教育や健康相談を実施する。 | | 継続 | 無 | |
| 31102 | 健康づくり・食育推進のための情報提供と啓発活動の充実 | ・市ホームページの健康・食育ナビに健康づくりや食育推進のための情報掲載等をし、啓発活動の充実を図る。 | 地域保健課 | ・こころの健康に係る悩みや困りごとに関する相談機関の情報の充実を図る。また、国や県をはじめとする関係機関が実施する取り組みや情報の更新に合わせ、随時掲載記事やリンクを確認し、常に最新情報を提供する。 | | 継続 | 無 | |
| 31103 | 各種健康診査事業等の充実と受診促進 | ・国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者を対象に、特定健康診査・健康診査の無料実施や、人間ドック・脳ドックの受診費用の一部を助成する。 ・国民健康保険の被保険者を対象に、市が行う各種がん検診の受診費用(自己負担金)の助成を行い、健康の維持増進を図る。 ★令和9年度目標 がん検診延べ受診者数37,000人 | 国民健康保険課 | ・特定健康診査を実施する。 ・人間ドック・脳ドックの受診費用を助成する。 ・各種がん検診の受診費用(自己負担金)を助成する。 | 【目標】特定健康診査受診率46%(法定報告) 【現状】R5受診率37.0%(R6.3月末時点) 【方法】広報紙、市ホームページ、X(旧twitter)、フェイスブックなどを活用し周知する。受診勧奨はがきを送付する。担当課窓口にポスター等を掲示する。キャンペーン期間中に受診した対象者へ抽選で賞品をプレゼントする。 | 継続 | 無 | |

| 取組みNO | 取組み名 | 取組み内容 | 所管課 | 令和6年度実施計画 | 令和6年度目標値 | 今後の方向性 | 内容の見直し | 見直し内容 | |
|-------|---------------------|--|----------|---|---|--------|--------|-------|--|
| | | | | | | | | 事業内容 | |
| 31104 | 妊娠・出産等にかかわる健康支援の充実 | ・子育て世代包括支援センターの運営により、妊娠・出産等に対する正しい知識の普及及び相談・支援を行う。 ・妊娠届出時等での保健事業の紹介やママ・パパ教室の開催、妊産婦訪問指導等を行う。 ・不妊に関する経済的支援を行う。 | こども家庭保健課 | ・こども家庭センターの運営により、妊娠・出産等に関する正しい知識の普及、妊娠期から子育て期にわたる伴走型相談支援及び出産・子育て応援ギフト支給を実施する。 ・妊娠届出時の面談等における保健事業の紹介、ママ・パパ教室の開催、妊産婦訪問指導等を実施する。 ・不妊検査・不育症検査・不妊治療費に関する助成を行う。 ※子育て世代包括支援センター(中央保健センター)と子ども家庭総合支援拠点(子ども未来課)を統合し、R6.4.1に母子保健と児童福祉の機能を持つこども家庭センターを開設した。 | | 継続 | 無 | | |
| 31105 | 介護予防事業の充実 | 高齢者が、要介護状態になることを予防し、自立した生活を続けることができるように、介護予防に向けた事業を行う。 | 高齢者福祉課 | ・自立状態の維持や要介護状態への移行の防止のため、住民主体による、はつらつ運動教室の開催や普及に取り組み、介護予防に取り組む。 | 【目標】新規はつらつリーダー養成15名 【現状】(R5実績)新規はつらつリーダー養成1名 【全はつらつリーダー92名(R6.3.31現在)】 | 継続 | 無 | | |
| 31106 | 健康づくり・食育推進体制の強化 | ・医師会・歯科医師会をはじめとする、関係団体や公募の市民等で構成される健康増進・食育推進会議と行政との連携を強化し、健康増進・食育推進体制の充実を図る。 | 健康医療課 | ・庁内関係課が実施する事業の状況や成果について、健康増進・食育推進会議委員の専門的知見から、提案や助言をいただき、同会議作業部会、庁内連絡会議を通じて担当課へフィードバックし、取り組みの推進を図る。 | | 継続 | 無 | | |
| 31107 | 既存組織等を活用した各種健康情報の提供 | ・既存組織等を活用し、健康づくりに関する情報の提供を行う。 | 地域保健課 | ・食生活改善推進員協議会に保健センター事業の一部を委託し、食を通じて市民に健康に関する情報提供を行う。 ・食を通じた健康づくりに関する情報を盛り込んだ動画を作成する。 | 【目標】動画作成本数2本及び動画視聴回数1,200回以上 【現状】(R5年度実績)動画を3本作成・公開し、視聴回数1397回。 【方法】市ホームページへのリンクやQRコードを付したチラシを関係機関へ頒布し、広く周知を図る。 | 継続 | 無 | | |
| 31108 | 保健活動に関する地域組織等の育成 | ・愛育班員や食生活改善推進員などの地区組織関係者を対象に研修会を開催し、保健活動を推進する地域組織の育成を図る。 | 地域保健課 | ・食生活改善推進員等を対象に研修会を開催する。 | | 継続 | 無 | | |

★施策の方向 ②生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の普及と啓発

| 取組みNO | 取組み名 | 取組み内容 | 所管課 | 令和6年度実施計画 | 令和6年度目標値 | 今後の方向性 | 内容の見直し | 見直し内容 |
|-------|-------------------------------------|--|----------|--|----------|--------|--------|-------|
| | | | | | | | | 事業内容 |
| 31201 | リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発活動の推進 | ・年齢とともに変化する身体と心への影響などの理解促進や、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及を図るため、各種講座や学習機会などに情報提供を行う。 | 人権推進課 | ・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関して、市ホームページに関連記事を掲載し、情報提供を行う。 | | 継続 | 無 | |
| 31202 | 母性保護に関する情報の提供 | ・妊娠・出産期等の健康支援を図るため、母子健康手帳交付時等に、母性保護に関する各種情報の提供を行う。 | こども家庭保健課 | ・母子健康手帳交付時に、併せて父子健康手帳を配布し、母性保護に関する情報提供を行う。 | | 継続 | 無 | |
| 31203 | 人間尊重に基づいた性教育の推進 | ・人権尊重や男女平等の理解と協力の意識を高めるため、各教科や道徳、特別活動などの教育活動を通して、人間尊重に基づいた性教育を推進する。 | 指導課 | ・人権尊重や男女平等の理解と協力の意識を高めるため、各教科や道徳、特別活動などの教育活動を通して、人間尊重に基づいた性教育を推進する。 | | 継続 | 無 | |
| 31204 | 性に関する教育活動の推進 | ・男女が互いの性について正しい知識を身につけ、尊重できるよう、性に関する情報の提供を行う。 | 人権推進課 | ・男女の性の違いなどについて、市ホームページに掲載し、正しい知識や理解につながるよう情報提供する。 ・教育委員会及び市立学校に対して、性や性の多様性の正しい知識に関する情報提供を行う。 | | 継続 | 無 | |
| | | ・性に関する情報を適切な時期に提供できるよう、各種パンフレットの配布を行うなど、性に関する教育活動を行う。 | こども家庭保健課 | ・性に関するパンフレットの配布や、依頼があった場合は、性に関する授業に協力する。 | | 継続 | 無 | |
| 31205 | HIV／エイズ及び性感染症に対する啓発・相談と妊婦HIV抗体検査の実施 | ・市ホームページへの掲載などにより、HIV／エイズ及び性感染症に関する正しい情報や知識の普及啓発を行う。 ・HIV／エイズ及び性感染症に関する相談を関係機関と連携して実施するとともに、妊婦を対象としたHIV抗体検査を実施する。 | 地域保健課 | ・市ホームページで12月1日の世界エイズデーに合わせ、HIVやエイズに関する正しい情報や知識の普及啓発を行う。 ・広報紙においても、HIVやエイズを正しく理解するための情報と差別や偏見をなくす働きかけの記事を掲載する。 | | 継続 | 無 | |
| | | | こども家庭保健課 | ・妊婦を対象としたHIV抗体検査を実施する。 | | 継続 | 無 | |

施策の柱Ⅲ－２ 生活上の困難に対する支援

★施策の方向 ①生活上の様々な困難を抱えた女性などへの支援

| 取組み NO | 取組み名 | 取組み内容 | 所管課 | 令和6年度実施計画 | 令和6年度 目標値 | 今後の 方向性 | 内容の 見直し | 見直し内容 |
|-----------|----------------------|--|----------|---|--------------|------------|------------|-------|
| | | | | | | | | 事業内容 |
| 32101 | 重層的支援体制の整備 | ・複合・複雑化した相談に対応する体制を整備し、生活上の様々な困難をかかえた方への包括的な支援体制の充実を図る。 | 社会福祉課 | ・ふくし総合相談窓口を設置し、包括的な相談支援体制を整える。 ・参加支援事業では、既存の事業を整理して新たな取組み内容の検討をする。 | | 継続 | 無 | |
| 32102 | 生活困窮・生活保護世帯の自立に向けた支援 | ・生活困窮世帯に対し、生活困窮者自立相談支援事業等を実施することにより、自立に関する情報の提供や就労に関する支援を行い、世帯の自立促進を図る。 ・生活保護世帯に対し、就労支援相談等の取組みを実施することにより、世帯の経済的自立に向けた支援を行う。 | 生活支援課 | ・生活困窮者自立相談支援事業等において、世帯の自立に向けた就労の支援を行う。 ・生活保護世帯に対し、世帯の自立に向け、就労支援相談員による支援を本庁舎のみでなく、必要に応じて各行政センターへの出張支援を行う。 | | 継続 | 無 | |
| 32103 | 助産施設入所事業 | ・経済的理由により、入院助産を受けられない妊産婦を保護し、助産施設において助産を実施する。 | こども家庭保健課 | ・経済的理由により、入院助産を受けられない妊産婦から相談を受けた場合は、助産施設へ入所委託し、助産を実施する。 | | 継続 | 無 | |
| 32104 | 母子生活支援施設入所事業 | ・生活上の様々な問題により、児童の養育が十分にできない母と、その児童を母子生活支援施設に保護し、自立を支援する。 | こども家庭保健課 | ・生活上の様々な問題により、児童の養育が十分にできない母と、その児童を母子生活支援施設へ入所委託し、自立を支援する。 | | 継続 | 無 | |

★施策の方向 ②外国人、高齢者、障がい者、性的少数者、犯罪被害者への支援と関係機関との連携協力

| 取組みNO | 取組み名 | 取組み内容 | 所管課 | 令和6年度実施計画 | 令和6年度目標値 | 今後の方向性 | 内容の見直し | 見直し内容 |
|-------|------------------|---|---------|--|---|--------|--------|-------|
| | | | | | | | | 事業内容 |
| 32202 | 地域における国際交流の推進 | ・行政と国際交流団体等との協働関係を構築するとともに、その団体に対する活動支援を行う。 ・外国籍市民との交流や、ホームステイの受け入れなど、外国人との交流機会の拡充を図る。 | 市民生活課 | ①中学生国際親善交流事業 ローズバーグ市への中学生派遣を、久喜市・ローズバーグ協会の協力を得て実施 派遣人数:14人 ②成人国際親善交流事業 久喜市・ローズバーグ協会が実施するローズバーグ市の成人訪問団の受入を、市バスの提供等により支援 成人訪問団人数:19人 ③埼玉県ワンナイトステイ事業 日本語国際センター研修生のホームステイの受入家庭を斡旋 | | 継続 | 無 | |
| 32203 | 外国人への情報提供の充実 | ・外国人が快適な生活が送れるよう、保健行事日程表や生活ガイドブック・健康や基本的生活に係る資料等、外国語及びやさしい日本語による生活情報の提供の充実を図る。 ・公共サインの英文字併記表示や公共施設案内板の設置、さらに日本語教室の充実等に努める。 | 市民生活課 | 外国人市民支援事業 ①外国籍市民のための日本語教室を業務委託により実施 ②外国人への日本語学習支援に携わるための具体的な支援方法を学ぶ場として、日本語ボランティア養成講座を業務委託により実施 (主にこれから日本語ボランティアに携わるような初心者を対象とした講座) ③外国籍市民が在留手続、雇用、医療、出産・子育て、子どもの教育等の生活にかかる情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う相談窓口の開設を予定している。 | ①日本語教室 【目標】参加者数230人 【現状】R5参加者延べ203人、平均参加者数約16人 【方法】継続的に参加してもらうため授業内容や周知方法を見直す。 ②日本語ボランティア養成講座 【目標】参加者数90人 【現状】R5参加者延べ75人 【方法】新規参加者を増やすため、内容を見直す。 | 継続 | 無 | |
| 32204 | 高齢者虐待の防止に向けた取組み | ・地域包括支援センター職員に対し、事例検討会などを開催し、早期発見とその対応に努める。 | 高齢者福祉課 | ・高齢者虐待の早期発見・予防、対応力向上を目的に、専門職(弁護士、社会福祉士)からの助言、情報提供を受ける事例検討会を開催する。 | | 継続 | 無 | |
| 32205 | 障がい者虐待の防止に向けた取組み | ・被虐待者の迅速な安全確認を行う体制を整えと共に、障がい者の虐待防止に関する啓発活動を実施する。 | 障がい者福祉課 | ・障害者手帳等の交付時に「障がい者虐待防止リーフレット」を配布するほか、久喜市自立支援協議会権利擁護部会等にて、情報共有を図るとともに、対応の検討などを実施する。 | | 継続 | 無 | |

| 取組み NO | 取組み名 | 取組み内容 | 所管課 | 令和6年度実施計画 | 令和6年度 目標値 | 今後の 方向性 | 内容の 見直し | 見直し内容 |
|-----------|--------------------------|--|---------|--|--|------------|------------|-------|
| | | | | | | | | 事業内容 |
| 32206 | 高齢者、障がい者等への相談支援の充実 | ・高齢者、障がい者、介護者等の日常生活及び権利擁護等に関する相談・支援体制の充実を図る。 ★令和9年度目標 地域包括支援センターの相談件数37,500件 | 高齢者福祉課 | ・市内5か所の地域包括支援センターにおいて、高齢者、介護者等から受けた相談に対応し、必要な支援を行う。 | 相談件数【目標】 延件数:37,248件 【現状】38,641件 【方法】地域包括支援センターの職員が、高齢者やその家族等の相談に応じる。男女比を目標数値にすることは難しいが、男女問わず、相談しやすいような対応をするよう心がける。 | 継続 | 無 | |
| | | | 障がい者福祉課 | ・相談支援事業を、引き続き久喜市障がい者生活支援センターへの委託により実施する。 ・久喜市自立支援協議会において、相談支援体制の連携及び充実を図る。 | | 継続 | 無 | |
| 32207 | 高齢者、障がい者の自立支援及び社会参加活動の促進 | ・男女共同参画の視点に立ち、高齢者や障がい者の社会参加を促進するため、就労支援や余暇活動支援等、多様なニーズに応じた各種取組みの充実を図る。 ・分野別計画に基づく福祉サービスを充実させ、高齢者や障がい者の心身の健康の増進を図るとともに、家庭における介護の負担の軽減や仕事と家庭の両立を支援する。 | 高齢者福祉課 | ・介護者の負担を軽減することを目的に「家族介護講演会」を開催する。 | | 継続 | 無 | |
| | | | 障がい者福祉課 | ・障がい者就労支援事業を委託により実施し、障がい者の就労全般にわたる支援や相談を実施する。 ・フレンドシップ学級を実施し、就労経験のある知的障がい者の余暇活動を支援する。 | | 継続 | 無 | |
| 32208 | 性の多様性に関する理解の推進と情報提供の充実 | ・性的少数者に関するパートナーシップ宣誓制度などの取組みを広く周知することにより、市民や事業者の性の多様性に関する理解を深め、性的少数者の生きづらさの軽減を図るとともに、相談・支援に関する情報提供を行う。 | 人権推進課 | ・市職員を対象とした性の多様性に関する理解の推進につながる研修会を実施する。 ・市ホームページやチラシなどで、相談・支援に関する情報提供を行う。 | | 継続 | 無 | |
| 32209 | 犯罪被害者等支援対応の充実 | ・犯罪被害者等が直面している多岐にわたる問題の相談について総合的に対応し、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行う。 | 市民生活課 | 相談対応や各関係機関等との連絡調整の他、犯罪行為により死亡した市民の遺族または傷害を受けた市民に対し、申請に基づき見舞金を支給する。 ・遺族見舞金 30万円 ・傷害見舞金 10万円 | | 継続 | 無 | |

施策の柱Ⅲ－3 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

★施策の方向 ①防災活動における男女共同参画の推進

| 取組みNO | 取組み名 | 取組み内容 | 所管課 | 令和6年度実施計画 | 令和6年度目標値 | 今後の方向性 | 内容の見直し | 見直し内容 |
|-------|--------------------|--|-------|--|--|--------|--------|-------|
| | | | | | | | | 事業内容 |
| 33101 | 防災等に配慮したまちづくりの推進 | ・自然災害などから市民の生命や財産を守り、安全な生活環境を整備するため、防災等に配慮したまちづくりを推進する。 | 危機管理課 | ・防災アプリや防災行政無線等、市民及び職員の災害時における情報伝達手段の整備、適切な運用、管理を行う。 | | 継続 | 無 | |
| 33102 | 女性の視点を取り入れた防災訓練の実施 | ・災害発生時の被害を最小限にとどめるため、市、防災関係機関、市民及び事業所等が災害に対応できる体制を目指し、各種訓練を実施する上で性別による役割分担意識を見直し、女性への配慮など男女共同参画の視点を取り入れて防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会を提供する。 | 危機管理課 | ・防災関係機関及び市民が参加する久喜市総合防災訓練を実施する。避難所運営の際は、スペースの振り分け等による女性への配慮など、女性の視点を取り入れた訓練をより実践的に行う。 | | 継続 | 無 | |
| 33103 | 取組み名 | ・地域の自主防災活動を促進し、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の結成及び育成・強化を積極的に推進し、女性の参画促進や女性リーダーの育成にも努める。 ★令和9年度目標 自主防災組織の組織数175組織 | 危機管理課 | ・自主防災組織の設立に関する説明や、各補助金（設立・資機材購入・防災訓練実施・啓発事業等実施）の交付を行う。防災講演会等への女性の参加を積極的に呼びかけ、防災分野における女性の参画促進や女性リーダーの育成を図る。 | 【目標】自主防災組織数171組織 【現状】170組織（R6.3.31現在） | 継続 | 無 | |

事業内容

施策の柱Ⅲ－4 性別によるあらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動の推進

★施策の方向 ①配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発及び被害者への対応

| 取組みNO | 取組み名 | 取組み内容 | 所管課 | 令和6年度実施計画 | 令和6年度目標値 | 今後の方向性 | 内容の見直し | 見直し内容 |
|-------|--------------------------|--|-------|---|----------|--------|--------|-------|
| | | | | | | | | 事業内容 |
| 34101 | 配偶者等に対する暴力の根絶に向けた啓発活動の推進 | ・配偶者等に対する暴力の根絶をはかるため、女性に対する暴力をなくす運動などの機会を通して、パネル展示やリーフレットの活用などにより、啓発を重点的に行う。 | 人権推進課 | ・広報くさ、市ホームページ、チラシ等で人権相談・女性相談及び女性の悩み(カウンセリング)相談事業を周知する。 ・各種相談機関の周知カード等を公共施設及び包括連携協定先等に配架し、同様の内容を市ホームページにも掲載して啓発する。 ・市ホームページに配偶者等に対する暴力の根絶に関する記事を掲載し、意識啓発を行う。 | | 継続 | 無 | |

★施策の方向 ②若年者に対する予防啓発活動の推進

| 取組みNO | 取組み名 | 取組み内容 | 所管課 | 令和6年度実施計画 | 令和6年度目標値 | 今後の方向性 | 内容の見直し | 見直し内容 |
|-------|--------------------|---|-------|---|----------|--------|--------|-------|
| | | | | | | | | 事業内容 |
| 34201 | デートDV防止に向けた啓発活動の推進 | ・DVは配偶者間だけではなく、若い恋人の間でも発生するという認識に立ち、若年者向けのDV防止普及啓発資料の配布や保護者対象のDV防止に関する講座の開催など、若い男女間の暴力の防止に向けた啓発活動を推進する。 ★令和9年度目標 デートDVの認知度100% | 人権推進課 | ・デートDVなどのチラシやパンフレットを庁舎内に配架するとともに、市のイベント等で配布して啓発を行う。 ・デートDVに関するパネル展を実施する。 | | 継続 | 無 | |
| 34202 | 保護者に対する意識啓発の充実 | ・保護者会や公開授業を通して、男女平等や家族の絆の大切さ等についての啓発を行う。 | 指導課 | ・学校だよりや道德通信等、学校市ホームページ等を活用した情報発信により、適切な指導に取り組みよう支援する。また、適宜オンライン等も活用し、意識啓発の機会を充実させる。 | | 継続 | 無 | |

施策の柱Ⅲ－5 相談・支援体制の充実

★施策の方向 ①被害者のための相談・支援体制の充実

| 取組みNO | 取組み名 | 取組み内容 | 所管課 | 令和6年度実施計画 | 令和6年度目標値 | 今後の方向性 | 内容の見直し | 見直し内容 |
|-------|-------------|---|----------|---|----------|--------|--------|-------|
| | | | | | | | | 事業内容 |
| 35101 | 女性相談事業の充実 | ・配偶者等からの暴力に関する事、夫婦や家族に関する事など女性の悩みごとについて相談しやすい環境整備を進めるため、「人権・女性相談」及び「女性の悩み(カウンセリング)相談」を実施する。 ・女性にかかる相談に適切に対応するため、関係機関等との連携を深め、女性相談事業の充実を図る。「女性の悩み(カウンセリング)相談」については、毎月2回(第1・第3金曜日)実施のほかに日曜日に特設相談を実施する。 | 人権推進課 | ・人権相談・女性相談【取組みNO.11201】及び女性の悩み(カウンセリング)【取組みNO.11202】相談事業を実施する。 | | 継続 | 無 | |
| 35102 | 女性及び児童相談の充実 | ・女性や児童等の適切な支援を行うため、女性や児童に関する相談事業の充実を図る。 | こども家庭保健課 | ・相談受理票やリスクアセスメントシートの活用により、相談の主訴・緊急性の判断、相談への適切な対応を行う。 | | 継続 | 無 | |
| 35103 | 相談担当職員の資質向上 | ・DV被害者のための相談・支援体制の充実のため、DV相談対応マニュアルの活用や、研修の受講や相談対応に関する情報交換を行うことにより、相談担当職員の資質の向上を図る。 ★令和9年度目標 DV被害者のうち、誰かに相談した人の割合100% | 人権推進課 | ・DV相談対応マニュアルを活用する。 ・WithYouさいたまなどが企画する研修に参加し、相談担当職員の資質の向上を図る。 ・相談関係部署などと相談対応に関する情報交換を行うことにより、相談担当職員の資質の向上を図る。 | | 継続 | 無 | |

| 取組み NO | 取組み名 | 取組み内容 | 所管課 | 令和6年度実施計画 | 令和6年度 目標値 | 今後の 方向性 | 内容の 見直し | 見直し内容 |
|-----------|---------------------------|--|---------------|---|--------------|------------|------------|-------|
| | | | | | | | | 事業内容 |
| 35104 | 民生委員・児童委員等を対象とした意見交換会等の実施 | ・DVIに関する実態の把握や被害者から相談を受けた場合の対応方法(関係機関との連携など)について、情報提供や意見交換を行う。 | 人権推進課 | ・各地区の民生委員・児童委員の定例会においてDV被害者支援に関する情報を提供する。 ・相談事業の周知を図る。 | | 継続 | 無 | |
| | | | 社会福祉課 | ・毎月開催される民生委員・児童委員の各地区定例会(13地区)において、相談事業の周知を図る。 ・民生委員・児童委員協議会の会長等に市内外の関係機関との連絡会議や研修会へ出席していただき、情報共有等を図る。 | | 継続 | 無 | |
| 35105 | 外国人向けのDVIに関する情報の提供 | ・外国語によるDV支援のリーフレット等を配架し、外国人被害者への支援の充実を図る。 | 人権推進課 | ・多言語によるDV被害者支援に関するリーフレットを庁舎内に配架する。 ・市ホームページに外部リンクを掲載し、市民に広く情報提供する。 | | 継続 | 無 | |
| | | | 市民課 (総合窓口) | ・住民基本台帳における支援措置申出書について外国語版を用いて、外国人被害者へ情報提供を図る。 | | 継続 | 無 | |

★施策の方向 ②関係機関との連携強化

| 取組み NO | 取組み名 | 取組み内容 | 所管課 | 令和6年度実施計画 | 令和6年度 目標値 | 今後の 方向性 | 内容の 見直し | 見直し内容 |
|-----------|------------------------------|--|----------|---|--------------|------------|------------|-------|
| | | | | | | | | 事業内容 |
| 35201 | 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援対策連絡会議の充実 | ・配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援対策連絡会議を開催し、関係機関相互の連携の強化、情報の共有、被害者支援の取組みの強化などを行う。 | 人権推進課 | ・配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援対策連絡会議を開催する。 | | 継続 | 無 | |
| 35202 | 被害者への総合的支援の整備 | ・DV被害者の状況を的確に把握し、適切な支援を行うため、庁内関係課間での連携に努め、被害者への総合的支援の整備を図る。 | 人権推進課 | ・庁内関係課と連携を図るため、配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援対策に係る庁内連絡会議を開催する。 ・要保護児童対策地域協議会において、DVの影響を受けた子の情報共有と支援調整を図る。 | | 継続 | 無 | |
| | | | こども家庭保健課 | ・相談受理票やリスクアセスメントシートの活用により、相談の主訴・緊急性の判断、相談への適切な対応を行う。【取組みNo.35102】 | | 継続 | 無 | |